

# 申請はお済みですか？

## 児童手当

一人目の子どもから支給

○児童手当とは  
児童手当は、児童を養育する人に手当を支給することによって、生活の安定と次代を担う児童の健全な育成・資質の向上を援助することを目的としています。

○児童手当を受けられる人  
三歳児未満の児童を養育している方で、前年（一月から五月までは前々年）の収入が一定未満の場合に受けられます。

- 児童手当の額
- 第一子 五千円（月額）
  - 第二子 五千円（月額）
  - 第三子 一万円（月額）

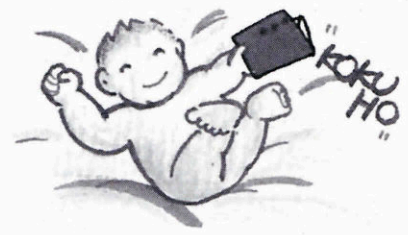
○児童手当の支給  
児童手当の支給は、認定申請をした日の翌月から開始（一部特例あり）され、支給事由の消滅した日の属する月分まで終わります。  
なお、手当は毎月一月、六月、十月にそれぞれの前月分までが支給されます。

○特例給付とは

児童手当の所得要件に該当しないため児童手当を受けられない被用者（厚生年金などに加入している人）または公務員について、その人の前年の収入が一定の額に満たない場合は特例給付が支給されます。なお、支給額は同じです。  
児童手当についてのくわしいことは、役場住民課福祉係へお問い合わせください。  
☎ 32・1111



# 国保の加入と届け出



加入は世帯単位

国保へは世帯単位で加入し、加入の手続きは世帯主が行うことになっています。世帯主は自分の世帯の被保険者に異動のあったときは、十四日以内に届出なければなりません。

一人一人が被保険者  
国保では、加入は世帯単位

	こんなときには届出を	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他市町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書（保険証）
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書（保険証）
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印かん、保護廃止通知書（保険証）
国保を脱退するとき	他市町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	生活保護をうけるとき	印かん、保険証、保護開始通知書
	死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
そのほかのとき	同じ市区町村で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	
	世帯主が変わったとき	
	保険証の内容を訂正するとき	
	修学や出稼ぎなどのため必要なとき	印かん、保険証、在学証明書
	保険証を紛失したとき	印かん
退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん	

ですが、家族一人一人がみな被保険者です。一世帯に一枚の保険証が交付されています。同じ住居に住んで、家計が一緒の人は同じ世帯となります。

運営は市町村

国保の運営に当たる（これを被保険者といいます）のは、私たちの住んでいる市町村です。

届出は十四日以内に

加入や脱退、または家族に異動のあった場合などは、世帯主は必ず十四日以内に住民課または支所の窓口へ届出なければなりません。

国保に加入する日

- 他市町村から転入してきた日
- 職場の健康保険をやめた日の翌日
- 子どもが生まれた日
- 生活保護をうけなくなった日

国保から脱退する日

- 他市町村へ転出した日の翌日
- 職場の健康保険に加入した日の翌日
- 死亡した日の翌日
- 生活保護をうけはじめた日